

## 【 約款変更のお知らせ 】 約款変更のお知らせ

お客様各位

平素より楽天コミュニケーションズのサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。IP 電話サービスひかり契約約款、プラットフォーム 0AB-J 卸電話サービス契約約款、および特定 IP データ通信網サービス契約約款における契約者の地位の承継手続き、及び警察機関等による利用停止要請に関する規定を改定いたしました。また、その他の誤記等の修正を行いました。

### ■変更内容

#### IP 電話サービスひかり契約約款

変更前	変更後
<del>第 7 条 (利用権の譲渡の禁止) 本サービスに係る利用権は、譲渡することができません。</del>	<u>第 7 条 (地位譲渡の禁止) 契約者は本サービスに係る利用権その他本契約上の地位を、別途当社が認める場合を除いて譲渡することはできません</u>
第 10 条 (契約申込の承諾) (略)	第 10 条 (契約申込の承諾) <u>(8) 本契約の申込をした者が、警察等公的機関の要請により本契約の締結を制限されている者であるとき</u>
第 22 条 (利用停止) (略)	第 22 条 (利用停止) <u>3 当社は、警察等公的機関が本サービスを用いた犯罪を防止するために契約者による本サービスの利用を停止する必要があると判断し、当社に対して本サービスの利用の停止を要請したときには、当社は契約者に事前に通知せず、契約者の全ての本サービス契約の利用を停止することがあります。</u>
別記 2 契約者の地位の承継 <del>(1) 相続又は合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、本</del>	別記 2 契約者の地位の承継 <u>(1) 当社は相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があった場合に限り、契約者の本契約上の地位の承継を認めます。</u> <u>(2) 相続又は法人の合併により (1) に基</u>

<p>サービス取扱所に通知していただきます。</p> <p><del>（2）（1）の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。</del></p> <p><del>（3）（2）の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。</del></p>	<p><u>づく契約者の本契約上の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、第9条（契約申込の方法）に定める事項を届出ていただきます。</u></p> <p><u>（3）（2）の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。</u></p> <p><u>（4）（3）の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。</u></p> <p><u>（5）当社は（1）に基づき契約者の本契約上の地位の承継人が本約款第10条（契約申込の承諾）第2項に該当する場合、かかる承継の手続きを保留又は非承諾とすることができます。</u></p>
---	---

プラットフォーム 0AB-J 卸電話サービス契約約款

変更前	変更後
<p><del>第5条（本電話サービスの定義）</del></p> <p><del>本電話サービスは、当社が楽天モバイル株式会社から卸提供を受けて契約者に提供する固定電話サービス（以下、「卸電話サービス」といいます）で、当社が別に定める条件により提供します。</del></p>	<p><u>削除</u></p>
<p><del>第6条（卸提供の禁止）</del></p> <p><del>本電話サービスの契約者は、原則第三者に対して本電話サービスを卸提供することはできません。</del></p> <p><del>2 前項の場合において、当社は当該第三者が電気通信事業法その他の法令に準拠している場合であって当社の事業への支障が無</del></p>	<p><u>第6条（卸提供の禁止）</u></p> <p><u>契約者は、事前に当社が承諾した場合を除き、第三者に対して本電話サービスを卸提供することはできません。</u></p> <p><u>2 前項に定める場合、当社は、当該第三者が電気通信事業法その他の法令に準拠していること、及び当社の事業への支障が無い</u></p>

<p><del>いと認める場合、卸提供を認めます。</del></p>	<p>と確認できる場合に限り、契約者による当該第三者に対する本電話サービスの卸提供を承諾します。</p> <p>3 前二項に定める当社の承諾がない契約者による第三者に対する卸提供の事実を当社が知った場合、当社は、本契約を何らの事前の通知を要することなく解約することができるものとします。</p>
<p>第 20 条 (利用停止)</p> <p>(略)</p> <p><del>(7) その他本電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</del></p> <p><del>(8) 契約者が固定系端末伝送路設備を維持することができないとき。</del></p>	<p>第 20 条 (利用停止)</p> <p>(略)</p> <p>(7) 契約者が固定系端末伝送路設備を維持することができないとき</p> <p>(8) 本契約の申込をした者が、警察等公的機関の要請により本契約の締結を制限されている者であるとき</p> <p>(9) その他本電話サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき</p>
	<p>第 58 条 (定めのない事項)</p> <p>1 当社及び契約者は、本約款の適用対象である本電話サービスについて、誠意と責任をもって迅速且つ安全・確実に、本契約に定める自らの義務を履行しなければならないものとします。</p> <p>2 当社及び契約者は、本約款に定める本電話サービスの提供業務の遂行が両者間の誠意ある協力の上に成り立つことを確認し、合意します。</p> <p>3 本約款に疑義が生じた場合、当社及び契約者は真摯に協議を行うものとし、課題が生じた際には、協力して解決にあたるものとします。</p>
<p>別記</p> <p>2 契約者の地位の承継</p> <p><del>(1) 相続又は合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された</del></p>	<p>別記</p> <p>2 契約者の地位の承継</p> <p>(1) 当社は相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があった場合に限り、契約者の本契約上の地位の承継を認めます。</p>

<p>法人は、これを証明する書類を添えて、本サービス取扱所に通知していただきます。</p> <p><del>（2）（1）の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。</del></p> <p><del>（3）（2）の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。</del></p>	<p><u>（2）相続又は法人の合併により（1）に基づく契約者の本契約上の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、第9条（契約申込の方法）に定める事項を届出ていただきます。</u></p> <p><u>（3）（2）の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。</u></p> <p><u>（4）（3）の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。</u></p> <p><u>（5）当社は（1）に基づき契約者の本契約上の地位の承継人が本約款第10条（契約申込の承諾）第2項に該当する場合、かかる承継の手続きを保留又は非承諾とすることができます。</u></p>
--	---

IP データ通信網サービス契約約款

変更前	変更後
<p>（音声通信サービス契約申込の承諾）</p> <p>第9条 （略）</p> <p><del>（9）</del> その他音声通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>	<p>（音声通信サービス契約申込の承諾）</p> <p>第9条 （略）</p> <p><u>（9）申込者が、警察等公的機関の要請により音声通信サービス契約の締結を制限されている者であるとき</u></p> <p><u>（10）</u> その他音声通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
<p>（音声通信サービス契約に係る名義変更）</p> <p>第11条 （略）</p>	<p>（音声通信サービス契約に係る名義変更）</p> <p>第11条 （略）</p>

	<p>5 前項の規定にかかわらず、当社は、警察等公的機関により音声通信サービスを用いた犯罪を防止するために必要とされる措置として要請があったときには、音声通信サービス契約に係る名義変更を認めない場合があります。</p>
<p>(利用停止) 第 17 条 (略) 3 <del>当社は、当社と複数の特定 IP データ通信網契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全ての特定 IP データ通信網サービスの利用を停止することがあります。</del></p>	<p>(利用停止) 第 17 条 (略) 3 当社は、当社と複数の特定 IP データ通信網契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知したうえで、その全ての特定 IP データ通信網契約に係る特定 IP データ通信網サービスの利用を停止することがあります。 4 当社は、警察等公的機関が特定 IP データ通信網サービスを用いた犯罪を防止するために特定 IP データ通信網サービスの利用を停止する必要があると判断し、当社に対して当該停止を要請したときには、当社は契約者に事前に通知せず、契約者の全ての特定 IP データ通信網サービスの利用を停止することがあります。</p>
<p>別記 2 契約者の地位の承継 <del>(1) 相続又は合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、本サービス取扱所に通知していただきます。</del> <del>(2) (1) の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者として定め、これを通知し</del></p>	<p>別記 2 契約者の地位の承継 (1) 当社は相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があった場合に限り、契約者の本契約上の地位の承継を認めます。 (2) 相続又は法人の合併により (1) に基づく契約者の本契約上の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、第 9 条 (契約</p>

<p><del>ていただきます。これを変更したときも同様とします。</del></p> <p><del>（3）（2）の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。</del></p>	<p><u>申込の方法）に定める事項を届出ていただきます。</u></p> <p><u>（3）（2）の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。</u></p> <p><u>（4）（3）の規定による代表者の通知があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。</u></p> <p><u>（5）当社は（1）に基づき契約者の本契約上の地位の承継人が本約款第 10 条（契約申込の承諾）第 2 項に該当する場合、かかる承継の手続きを保留又は非承諾とすることができます。</u></p>
--	---

変更日

2024 年 9 月 1 日